

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う【特例措置】がさらに拡大されました

雇用調整助成金 特例措置の拡大

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を図るため、休業手当を支給した際に助成されます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対策のための特例措置について、さらに拡大されました。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用保険の適用事業所の事業主

(休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用されます)

※感染拡大防止のため、令和2年4月1日～6月30日の期間中は全国で下記の特例措置を実施

- 【1】事業活動を示す指標が次のいずれにも該当すること
- ①売上高または生産量等の最近1ヵ月間の月平均値が、前年同期と比べて、**5%以上減少**していること
 - ②最近3カ月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べて、最近3カ月の雇用指標が**対前年比で増加していても助成対象**とする
- 【2】一定の条件を満たし、かつ休業等計画届を公共職業安定所に届け出(※1)て、休業および教育訓練(以下「休業等」という)または出向を行い、休業手当もしくは賃金を支払い、または出向元事業主が出向労働者の賃金の一部を負担したこと
- (※1) **令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年6月30日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとする**
- 【3】過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主について
- ①前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象**とし、
 - ②過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とする(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)
- 【その他の特例措置】
- ・新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成対象とします
 - ・事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします
 - ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めます
 - ・休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の**1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和**します
 - ・支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止します

【該当する事例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合 など

受給内容

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※【 】: 解雇等を行わない場合	2/3 【3/4】	4/5 【9/10】
教育訓練を実施したときの加算(額) (自宅でのインターネット等を用いた教育訓練を含む)	1人1日当たり 1,800円	1人1日当たり 2,400円
支給限度日数	1年間で100日(3年間で150日) ± 令和2年4月1日～6月30日	

※ 対象労働者1人1日当たり **8,330円**が上限です。(令和2年3月1日現在)

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所

新型コロナウイルス感染症にかかる 雇用調整助成金 特例措置拡大の早見表

※情報は2020年4月16日（木）時点のものであり、今後変更の可能性がございます。※

	特例以外の場合の 雇用調整助成金	緊急対応期間 (令和2年4月1日～6月30日)
対象(事業主)	経済上の理由により、 事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主	<u>新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける事業主（全業種）</u>
生産指標要件	3か月で10%以上低下	<u>1ヶ月で5%以上低下</u>
対象(労働者)	雇用保険の被保険者	<u>雇用保険の被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める</u>
助成率	1/2（大企業） 2/3（中小企業）	<u>2/3（大企業）</u> <u>4/5（中小企業）</u> ※解雇等を行わない場合は <u>3/4（大企業）</u> <u>9/10（中小企業）</u>
加算額	1,200円	<u>1,800円（大企業）</u> <u>2,400円（中小企業）</u>
計画の届け出	事前提出	<u>事後提出を認める (令和2年1月24日～6月30日)</u>
クーリング期間	1年のクーリング期間が必要	<u>クーリング期間の撤廃</u>
被保険者期間	6か月以上の 被保険者期間が必要	<u>被保険者期間要件の撤廃</u>
支給限度日数	1年間で100日 3年間で150日	<u>1年間で100日</u> <u>3年間で150日</u> + <u>(令和2年4月1日～6月30日)</u>
短時間休業	短時間一斉休業のみ	<u>短時間休業の要件を緩和</u>
	休業規模要件 1/15（大企業） 1/20（中小企業）	<u>休業規模要件</u> <u>1/30（大企業）</u> <u>1/40（中小企業）</u>
残業相殺	残業相殺する	<u>残業相殺を停止</u>
上記の拡充にあわせて、 <u>支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化</u> も行うこととする		

- 「ウチの会社は受給できるの？」と疑問点をお持ちの方
 - その他ご不明点等お聞きになりたい方
- ⇒ ぜひ弊所までお問い合わせください！

〇〇社会保険労務士事務所 所長 〇〇〇〇
tel 03-1111-2222 fax 03-1111-2222
http://www.〇〇〇〇〇.com
info@〇〇〇〇〇.com